

令和 7 年度第 2 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和 7 年 7 月 7 日(月) 午後 1 時 30 分 ～ 午後 3 時 10 分
場所	もくせい会館 3 階 301・302 会議室
出席者	田中 愛誠(会長)、吉野 通正、渡邊 彩、白石 良、笹本 みゆき、大河内 公夫、柿崎 ひとみ、高橋 和子、杉本 芳江、小川 肇、大戸 規彰、北島 浩子、川口 貴枝、萬沢 明(副会長)、小川 恵子、半澤 比呂美、高山 浩之
事務局	田村福祉保健部長、峯尾社会福祉課長、高山障害福祉課長 井上福祉総務係長、金子福祉総務係主査、安東福祉総務係担当、大橋福祉総務係担当、大久保福祉総務係担当、菱沼障害福祉係長、三田相談支援係長、佐野相談支援係主査、小村高齢者支援係長、村社介護保険係主査、澤井介護保険係長、木村介護保険係主査

[事前配付資料]

- ・事前資料 1-1 第 6 期福生市地域福祉計画(令和 6 年度)進捗及び評価
- ・事前資料 1-2 第 6 期福生市地域福祉計画(令和 6 年度)進捗状況調査一覧
- ・事前資料 2-1 第 4 期福生市バリアフリー推進計画(令和 6 年度)進捗及び評価
- ・事前資料 2-2 第 4 期福生市バリアフリー推進計画(令和 6 年度)進捗状況調査一覧
- ・事前資料 3-1 福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の進捗及び評価
- ・事前資料 3-2 福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画進捗状況調査一覧
- ・事前資料 4-1 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 9 期)施策の体系
- ・事前資料 4-2 令和 6 年度福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 9 期)施策評価調書
- ・事前資料 4-3 福生市介護保険事業計画(第 9 期)状況一覧
- ・事前資料 5 令和 7 年度第 1 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

[当日配付資料]

- ・資料 1 第 7 期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査報告書【概要版】
- ・資料 2 第 7 期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査報告書

1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 2 回福生市地域福祉推進委員会を開会します。

本日は、(波多野委員、田村委員、濱中委員、川口(修)委員、三井田委員)が御都合により欠席をされる旨、事前に御連絡いただきました。

2 会長挨拶

～会長から挨拶～

3 議題

(1) 第6期福生市地域福祉計画の令和6年度進捗状況について

会 長： 議題（１）「第6期福生市地域福祉計画の令和6年度進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題（１）「第6期福生市地域福祉計画の令和6年度進捗状況について」の説明をします。

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする、第6期福生市地域福祉計画では、計画による地域福祉推進のための取組について、各担当部署で進捗管理、分析、評価を毎年度行っています。

本日は、本計画の令和6年度の進捗状況について本委員会へ報告するとともに、御意見等をいただきたいと思います。

事前資料1-1をお願いします。今回、評価を行った全体の集計となっています。本計画は、3つの基本目標と関連する2つの個別計画によって構成された体系となっています。

3つの基本目標は、基本目標1「地域活動を支える担い手づくり」、基本目標2「支援が必要な人を支える地域づくり」、基本目標3「適切な支援につなげる体制づくり」です。関連する2つの個別計画は、「福生市成年後見制度利用促進基本計画」と「福生市再犯防止推進計画」で、これらはグレーの網掛け部分に記載されています。

それぞれ括弧の番号で示されている部分には、基本目標、個別計画の大きな柱に属する「施策の方向性」を記載しています。表の中の数字は、各担当部署が令和6年度に計画し、実施した個別の取組の評価結果を件数として記載しています。

グレーの網掛けの部分の数字は、基本目標、個別計画ごとの小計の数字で、表の一番下の数字が総計となっています。全部で155の取組項目がありました。

取組に対する評価は、実施状況に応じて「A」から「D」の4段階に加え、災害等の外的要因により実施できなかったものなどは「E」として、分類しています。全155項目の評価の内訳ですが、「A評価」が151件、「B評価」が3件、「C評価」が1件、「D評価」及び「E評価」は0件でした。

基本目標ごとの結果は、基本目標1「地域活動を支える担い手づくり」については、「A評価」が全23項目中22項目で、残りの1項目は「C評価」という結果でした。基本目標2「支援が必要な人を支える地域づくり」については、全53項目中「A評価」が51項目、残りの2項目は「B評価」という結果でした。基本目標3「適切な支援につなげる体制づくり」については、各担当部署の取組が全46項目ですが、全ての項目が「A評価」という結果でした。

個別計画に関する取組については、「福生市成年後見制度利用促進基本計画」は各担当部署の取組全7項目中「A評価」が6件、「B評価」が1件となっています。

最後に、「福生市再犯防止推進計画」に関する取組は、各担当部署の取組が全26項目ですが、全ての項目が「A評価」という結果でした。

続いて、事前資料 1-2 をお願いします。こちらは、先ほどの表において数字で示していた計画内の「施策・事業」における、取組の内容と評価の詳細を記載したものです。

資料の見方ですが、表の左上に「基本目標」及び「施策の方向性」を 2 段で記載しています。表については、左側から順に「通し番号」、基本目標ごとの「施策の方向性」に設定された「施策・事業」、「施策・事業」の取組の具体的な「内容」、その「内容」を踏まえて各担当部署が設定した令和 6 年度の取組の「計画」、令和 6 年度の「計画」に対する令和 6 年度の各担当部署による「評価」と「実施内容」、令和 6 年度の「評価」と「実施内容」を踏まえて各担当部署が設定した令和 7 年度の「計画」となります。令和 7 年度の「計画」については、令和 6 年度と同じ内容とする場合に「継続」と表記し、令和 6 年度の計画から修正等がある場合は「修正・更新」とし、令和 7 年度の内容を表記しています。なお、文言修正などの軽微な修正の場合は、「継続」とし修正後のものが記載されています。最後に一番右側は、それぞれの取組を行った市の担当部署を記載しています。こちらの資料については、時間の都合上、個別の項目の説明は省略し、資料全体の説明を行います。

基本目標 1 「地域活動を支える担い手づくり」の進捗状況については、資料の 1 ページから 5 ページに記載しています。基本目標 1 に属する取組の評価、実施内容については、令和 5 年度から大きな変化はありませんが、基本目標に掲げる「地域活動を支える担い手づくり」に資する取組として「担い手の増加」や「活動への支援」などの取組が、計画どおり実施できたと考えています。

資料の 6 ページから 16 ページまでが、基本目標 2 「支援が必要な人を支える地域づくり」の進捗状況・評価です。基本目標 2 の中で、令和 5 年度から実績がのびている点は、9 ページのナンバー 3 「権利擁護、成年後見制度の利用促進」に係る部分で、各担当で実施した項目のうち一番上の「法人後見」に関する内容です。福生市では、判断能力が十分ではない方が、安心して地域生活の継続や、適切な福祉サービスの利用が可能となるよう支援することを目的に、成年後見制度推進機関である「成年後見センター福生」の運営及び、法人が成年後見人等になり成年被後見人等の支援を行う「法人後見業務」について、福生市社会福祉協議会に委託して運営・実施をしています。「法人後見業務」は、初年度の令和 5 年度では受任件数が 2 件だったのに対して、令和 6 年度中に新たに 6 件受任しており、令和 6 年度末では 8 件の受任となっています。このことから、制度の周知など、権利擁護及び成年後見制度等の利用促進への取組により、権利擁護の充実が進んだ事例であると考えています。

基本目標 3 「適切な支援につなげる体制づくり」の進捗状況については、資料の 17 ページから 25 ページに記載しています。基本目標 3 の取組の中では、1 点取り上げて御説明します。17 ページのナンバー 2 「福祉保健の相談体制の充実」に関する内容のうち、一番上に記載の項目で所管課が社会福祉課の項目ですが、令和 6 年度実績として『地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業への移行準備として、地域福祉コーディネーターを 3 名配置しました。』と記載しています。この「地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業」は、令和 3 年 4 月の社会福祉法改

正により創設された、「重層的支援体制整備事業」のことを指しています。「重層的支援体制整備事業」とは、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備することを目的としています。重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、社会福祉法第106条の4第2項に規定されており、具体的には5つの事業があります。先ほどの「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に加えて、それらを支えるための事業として「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「多機関協働事業」の5つになります。福生市においては、法改正を受けて、重層的支援体制整備事業の令和7年度実施に向けて、令和6年10月に「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。なお、「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」については、先月開催しました前回の本委員会においても御説明しましたが、今年度策定を行う「第7期福生市地域福祉計画」に包含されることを、改めてお伝えします。

「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」では、各支援関係機関からの複合化・複雑化した相談を受け止め、必要な助言や支援を行うため、「地域福祉コーディネーター」を配置します。令和6年度には、令和7年度の実施準備として、地域福祉コーディネーターを市の社会福祉課に2名、福生市社会福祉協議会に1名配置し、「重層的支援体制整備事業」の本格実施に向け、各支援機関で実施される各種会議等に出席するなど、各支援機関とのつながりの強化を図ってきました。

「福生市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗状況については、資料の26ページから28ページに記載しています。「福生市成年後見制度利用促進基本計画」に属する取組の評価、実施内容については、令和5年度から大きな変化はありません。先ほど、基本目標2の中でも説明した「法人後見の利用促進」に加え、施策の方向性として掲げている「地域連携ネットワークの中核機関の整備」、「成年後見制度及び相談窓口の普及、啓発」及び「成年後見制度の利用」に対して、計画どおり実施できたものと考えています。

最後に、「福生市再犯防止推進計画」の進捗については、資料の29ページから35ページに記載しています。「福生市再犯防止推進計画」に属する取組の評価、実施内容についても、令和5年度から大きな変化はありませんが、毎年7月を強調月間としている「社会を明るくする運動」について触れたいと思います。「社会を明るくする運動」とは、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。例年、強調月間の7月には、保護司会、更生保護女性会、市内の中学生で、福生駅、牛浜駅の駅頭で「社会を明るくする運動」の啓発活動をしており、令和6年度においてもこの活動を中心に、再犯防止に資する啓発活動、また活動を通じて関係機関との連携強化が図られたと考えています。

その他、個別の施策・事業ごとの実績については、後ほど御覧ください。議題（1）についての説明は以上です。

会 長： ただいまの説明について、御意見、御質問等あればお願いします。

委 員： 17 ページの基本目標 3 「健康相談の充実」についてですが、前年度の計画に「相談者数延べ 700 人を目指します」とありますが、700 人という数字が妥当なのかわからないので、その理由を教えてください。また、健康相談の相談者数が 739 人となっています。福生市の国民健康保険の医療費の問題に対して、相談をきちんとすることが 40 歳以上の医療費を増やさないことにつながっていると思いますが、健康相談への参加人数が少ないことが課題とのことでした。739 人というのは同じ人も入っているのか、739 人の方が参加されたのかをお聞きしたいと思います。

会 長： 事務局から御回答をお願いします。

事務局： 御質問ありがとうございます。本日、健康課の職員が出席していませんので、次回に御回答したいと思います。よろしいですか。

委 員： はい。

会 長： 他に御意見、ご質問等がありますか。

委 員： 9 ページの「学校教育における福祉教育」ですが、福生第二小では総合的な学習の中で福祉センターのデイサービスの高齢者の方と交流をしています。他の学校も同じように交流を行っていると思っていましたが、地理的なところで福生第五小が交流を行っているくらいようです。他の学校でもこのような体験をしているのかわかりますか。

事務局： 教育委員会で恐らく学校に希望を取っていると思いますので、全部の学校ではなく参画可能な学校が交流にきていると思います。

委 員： 高齢者の方と小学生の交流で、いつも印象に残るのが戦争体験の話を聞けてよかったという小学生の声です。福祉からは逸れてしまいましたが、ぜひ全市的に、全校的に進めてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長： 他に御意見はありますか。

委 員： 8 ページの「生活困窮者支援事業の推進」についての質問です。令和 6 年度の実績として、利用者数 13 人、延べ実施回数 184 回となっていますが、これは主に生活困窮家庭の子どもに対する学習支援が中心ですか。

事務局： 利用者数と延べ実施回数の実績については、委員がおっしゃったとおり子どもの学習支援に対しての実績です。

委 員： その他の支援として、「家計相談支援事業を実施し、生活困窮個々の実情に合わせて、支援プランを作成します」とあるので、作成事例やどのような相談があったのかなど、説明をしてほしいです。

事務局： 家計相談では、まず生活困窮の相談窓口にくられた方に状況をお聞きし、お金の使い方を見直すことで、困窮の状態を脱することができそうな方を対象に、日々の支出を見直し、家計簿を習慣付け、支出と収入を本人が把握して自己管理ができるように支援しています。

委 員： ありがとうございました。

会 長： 他に御意見や御質問はありませんか。

それでは、私から質問します。4 ページのナンバー 7 「シルバーボランティア活動の促進」ですが、令和 6 年度の実績が新規登録者数 3 名、年度末登録者数 20 名で、かなり

少なくC評価となっています。新規の登録人数も大切だと思いますが、実際にどのくらい活動しているのかも大切な観点だと思います。登録されている方は、どれくらい活動していますか。

事務局： 高齢者支援係から回答します。こちらの事業は、市内の高齢者施設等で介護サポーターとして高齢者が介護をすると、実施したボランティアの回数によってポイントが付与されて、ポイント数に応じて交付金を交付するというものになります。コロナ前は、50人程度登録者がいましたが、コロナ禍に受け入れをしない施設があったり、受け入れたとしても密を避けるために人数制限があったりして、現在ボランティアをする場所が非常に減ってしまいました。そのため、新規の登録者も、継続する方も少なくなり、引退される方もいるので、年間を通して20人くらいの方が活動している状況です。活動場所は、主に市内の特別養護老人ホームで、活動内容は傾聴を行ったり、絵を描くなど趣味活動の補助だったり、楽器の演奏などを行ったりしています。修正・更新のところにも記載していますが、その他にも先ほどの認知症サポーターのように、ポイントが付与されないボランティア事業もあり件数を把握できないため、ここでは介護サポーター事業の数字のみ表示しています。

会 長： 募集の方法や広報についてどのように行っているのかを教えてください。

事務局： 周知方法としては、市の広報等に載せていますが、現在受け入れ先が確保できていないので、チラシなどで大々的には募集していません。友だちから友だちに広がったり、ボランティア活動をされている現場に行って、ボランティアに興味がある方に広めたりしています。

会 長： ありがとうございます。状況がよくわかりました。
他にはいかがですか。それでは、次に進みたいと思います。

（２） 第４期福生市バリアフリー推進計画の令和６年度進捗状況について

会 長： 議題（２）「第４期福生市バリアフリー推進計画の令和６年度進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題（２）「第４期福生市バリアフリー推進計画の進捗状況について」の説明をします。

令和３年度から令和７年度までを計画期間とする、第４期福生市バリアフリー推進計画は、全ての人が尊重され、社会参加の機会を平等に保障され、安心して安全に住み続けられることができる地域社会の実現や、そのための整備を目指し、バリアフリーの推進に努めるために策定しているものです。

先ほどの地域福祉計画同様、計画による取組について、各担当部署で進捗管理、分析、評価を毎年度行っています。

本日は、本計画の令和６年度の進捗状況について本委員会に報告するとともに、御意見等をいただきたいと思います。

事前資料２-１をお願いします。こちらは地域福祉計画と同様、計画の体系となっている基本目標と、各分野の取組の評価・結果を表にまとめたものです。基本目標１「施設等

のバリアフリー」、基本目標 2「心のバリアフリー」、基本目標 3「情報のバリアフリー」の 3 つがグレーの網掛け部分に記載されています。

それぞれの「分野」と括弧の番号で示されている部分が、分野ごとの「主要施策」で、表の中の数字が、令和 6 年度の取組を各担当部署が評価した結果となっています。表の一番下の数字が総計となっており、全部で 267 の取組項目がありました。

取組に対する評価は、「A」から「D」の 4 段階に加え、対象事業がなかった場合は「E」として、分類しています。「対象事業なし」の場合の評価の補足説明ですが、基本目標 1 に掲げる主要施策では、主にハード面の整備の項目が設定されているため、改修計画や予算化の状況によっては「対象事業なし」となることから、「E 評価」が 20 件となっています。ただし、すでにバリアフリー化が済んでいる施設等については、具体的な工事などが行われていない場合であっても、維持管理、点検を適切に行うなど、バリアフリー機能の維持、推進に努めた場合には「E」とはせずに A～D の中で評価を行っています。

全 267 項目の評価の内訳ですが、「A 評価」が 242 件、「B 評価」が 5 件、「C 評価」及び「D 評価」は 0 件で、「E 評価」は 20 件という結果となっています。

基本目標ごとでは、基本目標 1「施設等のバリアフリー」について、各担当部署の取組が全 216 項目中「A 評価」が全体の約 9 割の 193 項目という結果でした。また、残りの約 1 割の内訳ですが、「B 評価」が 4 件、「対象事業なし」による「E 評価」が 19 件でした。基本目標 2 の「心のバリアフリー」については、各担当部署の取組が全 27 項目中「A 評価」が 26 項目で、残りの 1 項目は「B 評価」という結果です。基本目標 3「情報のバリアフリー」については、各担当部署の取組が全 24 項目中「A 評価」が 23 項目で、残りの 1 項目は「E 評価」という結果でした。

続いて、事前資料 2-2 をお願いします。こちらも先ほどと同様に、基本目標ごとに設定された「主要施策」における取組の評価の詳細を記載した資料です。

資料の見方ですが、各ページの左上に「基本目標」、「分野」及び「主要施策」を記載しています。表については、左側の列から順に「通し番号」、各主要施策に設定された「項目」、項目ごとの取組「内容」、その「内容」を踏まえて各担当部署が設定した令和 6 年度の「計画」、令和 6 年度の「計画」に対する令和 6 年度の「評価」と「実施内容」、令和 6 年度の「評価」と「実施内容」を踏まえて各担当部署が設定した令和 7 年度の「計画」となります。一番右側は、それぞれの取組を行った市の担当部署を記載しています。表記の仕方などは地域福祉計画と同様となります。

こちらについても、時間の都合上、個別の項目の説明は省略し、資料全体の説明を行います。

基本目標 1「施設等のバリアフリー」の進捗状況については、資料の 1 ページから 44 ページに記載しています。基本目標 1 は、主に施設等の整備に関する施策となりますが、各担当部署においてバリアフリーの視点による施設整備、維持管理、点検が行われており、基本目標 1 で掲げる「市民のだれもが不自由なく生活できるよう、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進すること」について、おおむね計画どおりに進められていると考えています。

基本目標 1 の中で、1 点補足説明をします。23 ページの 1 番上の項目で、所管課が公共施設マネジメント課（推進グループ）となっている内容です。令和 6 年度実績として、「松林会館の Z E B 可能性調査」とあります。Z E B とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略称で、省エネルギー化によって、建物で消費するエネルギーを減らし、また、再生可能エネルギーの導入により、エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことを指します。資料に記載されている「Z E B 可能性調査」とは、既存の建築物について、国が定める省エネルギー性能基準を満たすことが可能かどうかを把握するために、現在の建物のエネルギー性能や設備状態を詳しく調べる取組となります。令和 6 年度は、松林会館において、この調査の実施と併せて、施設のバリアフリー化の一環であるエレベーター設置の検討も行なったと担当部署より報告を受けて掲載しています。

基本目標 2 「心のバリアフリー」の進捗状況については、資料の 45 ページから 50 ページに記載しています。基本目標 2 はバリアフリーに関する教育や環境整備などが中心となりますが、こちらについても、周知・啓発活動などの取組により、目標に対する施策の推進が計画どおりに図られたと考えています。

基本目標 3 「情報のバリアフリー」の進捗状況については、資料の 51 ページから 55 ページに記載しています。基本目標 3 についても、計画どおりに進められており、市の D X 推進、情報化の推進とともに、基本目標 3 で掲げる「市民のだれもが発信する情報を適切に受け取れるよう、特に情報を得ることが困難な市民のために、情報提供手段に配慮した取組」が推進されたと考えています。

基本目標 3 の中でも、1 項目触れたいと思います。51 ページのナンバー 4 「ホームページのバリアフリー化等」で、所管課が秘書広報課の内容です。福生市公式ホームページでは、ホームページの自動翻訳サービスを利用し、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語の 5 言語で市の情報を入手できる「多言語翻訳機能」を導入しているほか、令和 3 年度からは、「やさしい日本語」に翻訳及びふりがなをつけるサービスを導入しています。令和 6 年度のホームページアクセス数について、多言語翻訳は 3,540 アクセス、やさしい日本語翻訳は 19,081 アクセスとなっており、令和 5 年度が多言語翻訳 2,800 アクセス、やさしい日本語翻訳 5,040 アクセスと比較して、多言語翻訳は約 1.25 倍、やさしい日本語翻訳は約 3.79 倍のアクセス数の増となっています。このことから、日本語が母語でない外国をルーツとした方が必要な情報を容易に得ることができるようになり、情報のバリアフリー化が推進された事例ではないかと考えています。

その他、個別の施策・事業ごとの実績については、後ほど御覧ください。議題（2）についての説明は以上です。

会 長： ただいまの説明について、御意見、御質問等あればお願いします。

委 員： 2 ページのナンバー 6、「バリアフリー対応型信号機の整備」についてですが、令和 6 年度の実績に「障害者団体等からの新たなバリアフリー対応型信号機の設置要望はありませんでした」と書いてあります。これは、要望があれば対応をしてくれるということですか。

事務局： 信号機は警察が設置するものなので、要望があれば市から伝えて、具体的な話になる場合は協議に入る形になります。

委員： 私たちは視覚障害者なので、福生市には音声の信号がないという声が会の中でよく上がりますが、どこに要望を出したらいいかわかりません。警察ですか。

事務局： 市に相談をいただいても構いません。設置するかは警察の判断になりますが、要望の仕方も含めて御相談いただきたいと思います。不便を感じているところについては、声を上げてほしいと思います。

委員： わかりました。

会長： ありがとうございます。他に御意見、御質問等ありませんか。

それでは、私から1点質問します。51ページのナンバー4、「ホームページのバリアフリー化等」についてですが、市役所のホームページはPDFファイルに詳細が載っていることも多いと思います。PDFファイルも自動で翻訳されますか。

事務局： PDFファイルは、ホームページの機能としては難しいです。ホームページに直接書いてあるものが翻訳の対象となります。

会長： PDFファイルの中身を知りたい時は、窓口に行って説明してもらおうという形になりますか。

事務局： はい。

委員： 私が使っているパソコンも、音声対応はありますが画像には対応してくれません。そのような場合も、直接窓口に行って聞いていいですか。

事務局： はい。ホームページ自体は各担当でつくっていますが、データ量が大きな資料などはPDFファイル等を添付する場合も多々あります。詳細を知りたい場合は、お問い合わせをさせていただくようお願いしたいと思います。

委員： わかりました。ありがとうございます。

会長： 他にはいかがですか。それでは、次に進みたいと思います。

（３） 福生市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の令和６年度進捗状況について

会長： 議題（３）「福生市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の令和６年度進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題（３）「福生市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の令和６年度の進捗状況について」の説明をします。

事前資料３－１をお願いします。令和６年度は当計画（令和６年度から８年度）の最初の年度となります。評価項目は104項目あり、評価方法は、実施率が90パーセント以上は「A」、50パーセント以上90パーセント未満は「B」、50パーセント未満は「C」、未実施は「D」を基本としています。また、事業を実施するための体制を整えていたにもかかわらず利用申請がなかった場合は「B」、コロナウイルス感染症等のやむを得ない要因により実施できなかった場合や、事業を廃止した場合は「E」評価としています。

それでは、事業ごとに説明します。事前資料３－２をお願いします。

第１節「障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり」の進捗状況については、

資料の1ページから9ページに記載しています。1「相談体制・情報提供の充実」は、7項目全て「A評価」となっており、障害者が相談しやすい体制の充実や障害の特性に応じた情報提供に努めました。

続いて、3ページの2「権利擁護体制の確立」は、5項目全て「A評価」となっています。成年後見制度に関する相談支援、虐待防止、関係機関の連携等により、障害者の権利擁護体制の確立に努めました。

続いて、4ページの3「障害福祉サービスの充実」は、「A評価」が6項目、「B評価」が2項目となっています。各サービスとも障害者が自立した生活が送れるよう、必要に応じた適切なサービス提供に努めました。ナンバー2の「重度身体障害児入浴サービスの実施」は、利用申し込みがなかったため、「B評価」となっています。また、ナンバー6の「短期入所サービスの実施」は利用日数、利用者数ともに計画値を下回ったため、「B評価」となりました。

続いて、5ページの4「意思疎通支援の充実」は、4項目中1項目が「A評価」、3項目が「B評価」です。ナンバー1の「手話通訳者の派遣」及びナンバー2の「手話通訳者の養成」については、計画値より利用者数、参加者数が少なかったため「B評価」となりました。

続いて、6ページの5「経済的支援の実施」は、9項目全て「A評価」となっています。各種手当の支給や相談、周知を行いました。

続いて、8ページの6「地域の安全と災害時を想定した対応」は、11項目全て「A評価」となっています。ナンバー8の「福祉避難所の確保と周知」については、防災訓練の日に福祉避難所において、備蓄品の確認や防災備品の組み立て訓練等を実施しました。

第2節「子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（障害児福祉計画）」の進捗上については、10ページから13ページに記載しています。

1「障害の早期発見と障害児の療育支援」は、12項目全て「A評価」となっています。各種の発達支援事業等を行うとともに、療育支援の充実を図りました。

続いて、12ページの2「切れ目のない障害児サービスの充実」は、2項目いずれも「A評価」となっています。ナンバー2の「関係機関との連携による支援体制の充実」は、保健所等の関係機関と連携し、支援体制の充実に努めました。

続いて、13ページの3「特別支援教育・インクルーシブ教育の推進」は、2項目いずれも「A評価」となっています。

第3節「地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり」の進捗状況については、14ページから17ページに記載しています。1「障害の理解と合理的配慮の推進」は、6項目全て「A評価」となっています。

続いて、15ページの2「社会参加の促進」は、5項目全て「A評価」となっています。ナンバー2の「手話通訳者の配置」について、議会本会議での利用者はありませんでしたが、公民館の事業で手話通訳者を配置したため「A評価」となっています。

続いて、16ページの3「外出支援施策の推進」は、「A評価」が8項目、「B評価」が2項目となっています。いずれの事業も継続して実施し、外出に対する適正な支援に努めましたが、ナンバー1の「自動車運転教習費の助成」及びナンバー2の「自動車改造費

の助成」は利用申し込みがなかったため「B評価」となっています。また、ナンバー9の「移送サービス事業の実施」は、令和7年3月31日をもって、福生市社会福祉協議会が移送サービス事業より撤退したため、令和7年度及び令和8年度は「廃止」となっています。

続いて、17ページの4「就労の支援・促進」は、「A評価」が5項目、「D評価」が1項目となっています。ナンバー6の「職場体験実習の実施」は、就労支援事業所との連携により、障害者の職場体験実習を市役所で行う事業でしたが、新型コロナウイルスの影響により事業が長期間中断したため、事業実施の手順等を関係機関と再構築する必要があり「D評価」となっています。

第4節「障害のある人の地域生活の基盤づくり」の進捗状況については、18ページから21ページに記載しています。1「日中活動の場の確保」は、4項目中「A評価」が2項目、「B評価」が2項目です。ナンバー3の「日中一時支援の実施」は、介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護ができない時に、施設等により一時支援を実施しますが、利用がなかったため「B評価」としています。

続いて、19ページの2「居住の場の確保」は、2項目いずれも「A評価」となっています。

続いて、20ページの3「保健・医療サービスの充実」は、「A評価」が3項目、「B評価」が2項目となっています。各種医療費助成を行うとともに、相談支援等により保健・医療サービスの充実を図りました。ナンバー3の「自立支援医療（育成医療）の支給」、ナンバー4の「小児精神障害者入院医療費助成」は、事業の利用者がいなかったため「B評価」となっています。

最後に、21ページの4「地域移行・地域定着の支援と促進」は、「A評価」が3項目、「B評価」が3項目となっています。地域での安定した生活を支援するために各種支援体制を確保しましたが、ナンバー2の「地域移行の支援」、ナンバー3の「地域定着の支援」及びナンバー4の「自立生活援助の実施」は、利用申し込みがなかったため「B評価」となっています。

全体では「A評価」が89項目、「B評価」が14項目、「D評価」が1項目でした。全体として障害福祉サービス等が継続して実施されており、一部利用のない事業、未実施の事業もありますが、障害者が元気に安心して暮らせる環境が維持されていると考えています。議題（3）についての説明は以上です。

会 長： ただいまの説明について、御意見、御質問等あればお願いします。

委 員： 15ページのナンバー5「スポーツ・レクリエーション事業の実施」について、毎年開催されているパラスポーツ体験事業ですが、時間が13時半からのため、A型事業所やB型事業所で仕事をしている方にとっては、参加が難しいと思っていました。

事務局： 今後就労している方が参加できるように配慮してもらえよう、担当課へ伝えたいと思います。

委 員： ありがとうございます。

もう1点、18ページのナンバー3「日中一時支援の実施」について、質問です。「介護者

が緊急、その他やむを得ない理由により介護できないときに」とありますが、緊急という状況が市役所が開所している時間内だった時に、お願いができるということですか。土日は難しいということですか。

事務局： 基本は、平日の日中と考えていただけたらと思います。

会 長： ぜひ、御意見について検討していただきたいと思います。

私からも質問です。同じ18ページのナンバー3ですが、計画が0人になっているのは、利用実績が継続してないからですか。

事務局： 障害福祉課障害福祉係です。計画上の人数が、月に0人となっていますが、これは第7期障害福祉計画を策定した令和4年度、令和5年度に実績がなかったためだと考えられます。

会 長： ありがとうございます。他の実績がない事業では、1とカウントされていたので、0というのがどのような形で計画されたものかと思い、質問をしました。

他に御意見や御質問はありませんか。

委 員： 21ページのナンバー2「地域移行の支援」、ナンバー3「地域定着の支援」についてですが、うちの事業所にも、年に数回、問い合わせがありますので、うちではやっていませんと回答しています。福生市内でやっている事業所があれば、教えてほしいと思います。

事務局： 福生市では、ハッピーウイングさんと福生市社会福祉協議会が、一般相談支援事業所として届出されています。

委 員： ありがとうございます。もう1点質問ですが、ナンバー4「自立生活援助の実施」で、巡回訪問についても実績がなかったということですが、こちらの事業も福生市内でやっている事業所はありますか。

事務局： こちらの事業所については、確認したいと思います。

委 員： わかりました。ありがとうございます。

会 長： ありがとうございます。

他にはいかがですか。それでは、次に進みたいと思います。

（４） 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の令和6年度進捗状況について

会 長： 議題（４）「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の令和6年度進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 机の上に、認知症ガイドブックや、福☆生き生きだよりなど、いろいろと参考に冊子を御用意しましたが、介護福祉課の窓口でも配布しているものなので、すでに持っている方は置いて帰られて構いません。また、もっとほしいという方は予備も用意していますので、お声掛けください。

それでは、議題（４）「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の令和6年度進捗状況について」の説明をします。事前資料の4-1から4-3までを御用意ください。

まず、訂正が1件あります。資料4-2の左から4列目、上から4つ目「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の中で、令和5年度の実績値が、現在16と入っていますが、正しくは10です。訂正をお願いします。

事前資料4-1をお願いします。高齢者福祉計画と介護保険事業計画の体系図です。これらの計画は、3年を1期として策定しており、第9期の計画期間は令和6年度から令和8年度までとなっています。

それぞれの内容ですが、高齢者福祉計画では、日常生活を営むのに支障がある高齢者の数や状況を把握するよう努めるとともに、老人福祉サービス等各事業の量的目標や数量確保のための方策について定めることとしています。

介護保険事業計画では、介護給付等サービスの提供施設の整備状況や必要利用定員総数、種類ごとの見込み数量をはじめ、介護予防サービスを含む地域支援事業の見込み数量、介護予防、給付の適正化等に関する事項を定めることとしています。

進捗状況は、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第9期」の第1章「施策の体系」から、基本理念や基本目標等に基づき、方向性ごとに具体的な指標と目標を定め評価することとしています。

資料4-2をお願いします。令和6年度福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）施策評価調書です。

指標に対する数値的な進捗状況の一覧となっています。目標が計画値に達した事業が11指標中8事業、達しなかった事業が3事業でした。いくつかの事業について、説明します。

指標（3）「介護予防教室の参加者」については、体操だけでなく、お口の体操や認知症の啓発など、介護予防について万遍なく複合的に実施しました。ニーズが高い事業ではありますが、福祉センターや公民館などの会場の空き状況や広さによって定員が決まるため、定員の大幅な増加は困難となっています。

指標（5）「総合相談・支援事業」の対応件数ですが、計画値11,000件に対し、実績値は10,195件で、92.7パーセントの達成でした。地域包括支援センターを令和4年に3カ所に委託してから3年目になり、支援技術が向上し、複雑化した相談であっても速やかに支援ができ、延べ件数が減ったとみています。

指標（8）「認知症サポーター養成講座参加者数」は、目標値300人に対し、実績値246人で82パーセントの達成でした。目標値を下回ったものの、前年比14人増となっており、また令和6年度は二小、四小以外にも、新たに福生高校の生徒を対象に実施しました。

計画の全体につきましては、目標値を下回った3事業においても、達成率80パーセントを超えており、おおむね順調に進んでいます。今後も各事業の改善及び充実に努めながら、基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

資料4-3をお願いします。1ページは、高齢者人口の推移です。高齢者人口は、第8期計画期間中は、いずれの年も計画値を上回る形で推移していました。第9期計画初年度の令和6年度については、令和5年度より4人減少したものの、計画値は上回り15,602人、高齢化率は27.6パーセントでした。

2ページは、要介護（要支援）認定者数の推移です。第8期計画期間中は、計画を上回る形で推移していましたが、第9期計画初年度の令和6年度末の認定者数は2,707人で、計画値を73人下回り、令和5年度末と比較しても95人減少しています。表のピンク色

の部分を見るとわかるように、令和 5 年度実績と比較すると、要介護認定者数が軒並み減少しています。その一方で、要支援者数については、増加をしています。

3 ページは、所得段階別の被保険者数で、平成 30 年度からの推移を表示しています。国は第 9 期介護保険事業計画では、低所得者の標準乗率の引下げ、高所得者の標準乗率の引上げ等、負担能力に応じた乗率を設定し、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、標準段階設定を 9 段階から 13 段階に見直しました。福生市ではこれら国の見直しを踏まえるとともに、引き続き負担能力に応じた多段階化設定を行い、第 9 期の所得段階は 18 段階に設定しています。

4 ページは、介護サービスの利用者数を、介護度別、サービス種別ごとに集計した資料です。居宅介護サービス利用者数は増加していますが、要介護者の利用は全体的に減少しています。地域密着型サービスは若干増加しています。また、施設サービス利用者についても、第 7 期、第 8 期と増加が続いていましたが、令和 6 年度は 525 人と前年度と比較し 22 人の減となっています。

5 ページは、居宅介護給付サービスの利用者延べ人数の状況です。昨年度の状況と異なるのは、要支援者が利用する予防給付において、多くのサービスが前年度の実績を上回っており、要介護者が利用する給付においては微増または減少している項目が多くなっているところです。

6 ページ上段は、介護保険 3 施設の要介護度別入所者数の推移で、審査支払件数により集計しています。全体の延べ受給者数は 6,505 人で、昨年度と比較し 152 人減少しています。表を見ると、要介護 4 以外全ての介護度において減少していることがわかります。

6 ページ下段の認知症者の割合ですが、各年度の要介護認定申請件数に対する割合では、令和 6 年度は 54.9 パーセントとなっており、令和 5 年度と比較して 0.3 ポイント減とほぼ横ばいで、引き続き審査判定を受けた方のうち、要支援 1、2、要介護 1 の比較的軽度の方が多い傾向が続いている状況であると捉えています。

7 ページは、介護給付費の計画及び給付の状況です。表の真ん中あたりのマスをピンクにしているところが令和 6 年度の介護給付費ですが、4,149,957,269 円で、前年度比は 53,599,270 円、1.3 パーセントの増でした。前回、令和 5 年度実績の時は、令和 4 年度実績と比較し約 1 億 6,638 万円の増でしたので、給付額の伸び率がかなり緩やかになっていることがわかります。これは、前年度と比較して、減額となっている給付サービスが多くを占めていたことが影響していると考えられます。

表の真ん中より少し下のピンクのマスは介護予防給付費ですが、こちらは 87,795,848 円で、前年度比は 20,942,571 円、31.3 パーセントの増でした。こちらは令和 3 年度より減額傾向が続いていましたが、ここで大きく増額となっています。これは、介護予防サービスにおいて、どのサービスもほぼ増額であったことが反映されています。

最後に、表の最下段、4 の総事業費は給付費全体の状況となっています。令和 6 年度は、前年度比で約 8,401 万円の増加、計画に対する到達率は 89.1 パーセントとなっており、おおむね健全な運営ができたと考えています。

給付費の増加については大きく鈍化していますが、これは高齢者数がほぼ横ばいであ

ったことに加え、そこに占める要介護者数が減少したことが主な要因であると考えています。一方で、要支援者の増加、それに伴う介護予防給付費の増加が顕著であることから、給付費全体の増加幅が減少したことは一時的なものと考えており、今後も給付費は増加していくものと想定をしています。

令和7年度は、次の第10期計画策定のための実態調査を予定しており、世帯構成、介護者の属性や介護サービスの利用状況から、今後の給付を推計するとともに、適正な認定と適正な給付に努めていきたいと考えています。議題（4）についての説明は以上です。

会 長： ただいまの説明について、御意見、御質問等あればお願いします。

委 員： 福生市は元気な高齢者が多いということですか。

事務局： 重度の方が減っていますが、軽度の方は増えています。重度の方が減っているのは、自然減だと思います。これから団塊の世代が75歳を迎えて、団塊ジュニアの世代もこれから高齢者になっていくので、介護予防をして元気な高齢者が増えてほしいと思います。

委 員： 病気や要支援にならないように、予防に力を入れていき、また、老老介護というのは、いろいろと問題があるのかもしれないですが、元気な高齢者にはどんどん働いてもらうのが良いと思います。今後、生産人口が減っていくのはどこも同じで、将来的な問題だと思いますが、「元気な高齢者が多い福生市」として高齢者でも働く意欲がある方は、どんどん働いて貢献してもらうのが良いと思います。人生100年時代なので、元気な高齢者にはどんどん働いてもらって、みんなで元気に要介護にならないように、予防のほうにシフトしていったら、弱者を救済するのではなく、救済する人を少なくすることを考えていきたいと思いました。

会 長： 今後、高齢者の就労の基盤については、社会全体で議論が進んでいくと思います。

事務局： 介護給付費の状況については、コロナ禍において介護サービスの利用控えが起きて、一旦は給付費が下がりました。しかし、コロナ禍が明けて利用を控えていた人が、認定を受けた時に、通常は要支援から要介護と上がっていくのですが、重度の要介護状態から入る人が出てきたのが特徴でした。だから、令和6年度は要介護が減ったのではなく、通常に戻りつつあるということだと思います。高齢者が増えれば、要支援者数も増えるし、その方々が段々重度になっていくので、ピラミッドのように要介護度が上がっていく形になりますが、これが通常のサイクルです。だから、介護予防が大事で、少しでも要支援者を減らしていくというのが入り口になりますので、そのようなことから、就労ではシルバー人材センターや、介護予防など既存の事業を重点化したり、新しい施策を打ったりというところを組み合わせ、今後に備えたいと思っています。

会 長： ありがとうございます。

他に御意見等がありますか。議事全体を通して、何かありますか。

それでは、これで議題の審議を終了します。

事務局： 会長ありがとうございました。

それでは、4のその他について、事務局より別途3点、御案内します。

4 その他

(1) 令和7年度第1回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局： 事前資料5は、前回6月2日（月）に開催した第1回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。おおむね7月15日ごろに福生市ホームページでの公開を予定していますので、お気付きの点等あれば、後日でも構わないので御意見を願いたいと思います。よろしくお願いします。

(2) 第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査報告書について

事務局： 本日配布した当日資料1、2は、基礎調査報告書の概要版と全体版です。

こちらは、令和6年度に実施した、第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査の結果をまとめた報告書になっています。本調査は、18歳以上の3000人の市民と、123の地域福祉関連団体を対象として実施し、調査については、アンケート及びヒアリングにて実施しました。

調査結果ですが、選択式の設問の結果は、回答結果の割合をグラフなどで示し、自由回答式の設問の結果は、回答内容を一覧表にまとめています。

次回以降、第7期福生市地域福祉計画策定に係る議題に入るので、御確認をお願いします。

(3) 令和7年度第3回福生市地域福祉推進委員会の開催について

日時：令和7年8月4日（月）午後1時30分から

場所：もくせい会館3階301・302 会議室

事務局： ただいまの説明について、御意見、御質問等あればお願いします。

それでは、先ほど委員から御質問があつて、回答ができなかった内容について、回答していただきます。

事務局： 障害福祉計画のところで、自立生活援助の事業所が市内にあるのかという御質問を受けていましたが、確認したところ福生市内に事業所はありませんでした。近いところでは、あきる野市の「をとん」という事業所と、瑞穂町の「グループホームみずほ」という事業所がありましたので報告します。

委員： ありがとうございます。

事務局： 他の回答ができなかった御質問については、調べて次回回答します。

5 閉会

事務局： 以上をもちまして、第2回福生市地域福祉推進委員会を終了します。

（午後3時10分 閉会）